

令和5年7月3日午前9時
議会事務局総務課

資産等補充報告書等について

このことにつきまして、宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例第4条から第6条の規定により、議長に提出されましたのでお知らせします。

なお、閲覧につきましては、下記のとおりとなっております。

記

- 1 閲覧場所 県議会情報公開室（1階東側）
- 2 閲覧時間 月曜日から金曜日（休日を除く）
午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分まで
- 3 閲覧に供する報告書
 - (1) 資産等補充報告書
令和4年中に新たに有した資産等で、同年12月31日現在有するものについて報告するもの
 - (2) 所得等報告書
前年（令和4年）1年間を通じて議員であった者が令和4年の所得について報告するもの
 - (3) 関連会社等報告書
令和5年4月1日現在、報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問等に就いている場合、当該会社その他の法人の名称等について報告するもの